

## 2019年最低賃金に関する答申が発表されました

今年は全国平均が901円となり、東京・神奈川は遂に1,000円台になりました。

自社の都道府県の最低賃金を確認し、最低賃金を下回らないようにしましょう。



| 都道府県 | 2019年度     | 発行年月日 |
|------|------------|-------|
| 北海道  | 861 (835)  | 10月3日 |
| 青森   | 790 (762)  | 10月4日 |
| 岩手   | 790 (762)  | 10月4日 |
| 宮城   | 824 (798)  | 10月1日 |
| 秋田   | 790 (762)  | 10月3日 |
| 山形   | 790 (763)  | 10月1日 |
| 福島   | 798 (772)  | 10月1日 |
| 茨城   | 849 (822)  | 10月1日 |
| 栃木   | 853 (826)  | 10月1日 |
| 群馬   | 835 (809)  | 10月6日 |
| 埼玉   | 926 (898)  | 10月1日 |
| 千葉   | 923 (895)  | 10月1日 |
| 東京   | 1013 (985) | 10月1日 |
| 神奈川  | 1011 (983) | 10月1日 |
| 新潟   | 830 (803)  | 10月6日 |
| 富山   | 848 (821)  | 10月1日 |
| 石川   | 832 (806)  | 10月2日 |
| 福井   | 829 (803)  | 10月3日 |
| 山梨   | 837 (810)  | 10月1日 |
| 長野   | 848 (821)  | 10月4日 |
| 岐阜   | 851 (825)  | 10月1日 |
| 静岡   | 885 (858)  | 10月4日 |
| 愛知   | 926 (898)  | 10月1日 |

|      |           |
|------|-----------|
| 全国平均 | 901 (874) |
|------|-----------|

※ ( ) 内は2018年度

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 三重  | 873 (846) | 10月1日 |
| 滋賀  | 866 (839) | 10月3日 |
| 京都  | 909 (882) | 10月1日 |
| 大阪  | 964 (936) | 10月1日 |
| 兵庫  | 899 (871) | 10月1日 |
| 奈良  | 837 (811) | 10月5日 |
| 和歌山 | 830 (803) | 10月1日 |
| 鳥取  | 790 (762) | 10月5日 |
| 島根  | 790 (764) | 10月1日 |
| 岡山  | 833 (807) | 10月2日 |
| 広島  | 871 (844) | 10月1日 |
| 山口  | 829 (802) | 10月5日 |
| 徳島  | 793 (766) | 10月1日 |
| 香川  | 818 (792) | 10月1日 |
| 愛媛  | 790 (764) | 10月1日 |
| 高知  | 790 (762) | 10月5日 |
| 福岡  | 841 (814) | 10月1日 |
| 佐賀  | 790 (762) | 10月4日 |
| 長崎  | 790 (762) | 10月3日 |
| 熊本  | 790 (762) | 10月1日 |
| 大分  | 790 (762) | 10月1日 |
| 宮崎  | 790 (762) | 10月4日 |
| 鹿児島 | 790 (761) | 10月3日 |
| 沖縄  | 790 (762) | 10月3日 |



## おしながき

- ▶ 2019年の最低賃金 ... P 1
- ▶ 判例紹介  
「年次有給休暇の時季変更権」 ... P 2
- ▶ 助成金ニュース  
「特定求職者雇用開発助成金  
(特定就職困難者コース)」 ... P 3
- ▶ トピック  
「入職と離職の推移」 ... P 4
- ▶ 温泉リゾート風の国のご紹介 ... P 4
- ▶ スタッフ紹介 ... P 4

## 9月労務/税務

- 10日
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
  - 雇用保険被保険者資格届の提出
  - 労働保険一括有期事業開始届の提出
- 30日
- 社会保険料の納付
  - 外国人雇用状況の届出
  - 個人の道府県税・市町村民税の納付
  - 健康保険・労働保険の収入印紙報告書の提出

## 最低賃金チェック時のポイント

## 最低賃金の時間単価の計算に含めない賃金

- ・ 臨時的に支払われる賃金
- ・ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・ 残業・休日・深夜手当などの割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 月給制の時間単価の計算の場合

対象となる賃金を、年間所定労働時間数を12で除した「月平均の所定労働時間数」で除す方法で行います。

## 判例紹介

### 年次有給休暇の使用者による時季変更権

#### 労働基準法39条5項

使用者は年次有給休暇を労働者の指定する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

労働者の時季指定権

指定した時点で年次有給休暇は成立し、就労義務が消滅する  
(昭和48年3月2日 白石宮林署事件)

使用者の時季変更権

「事業の正常な運営を妨げる場合」のみ行使可能

使用者の時季指定権

【働き方改革：年次有給休暇の5日の強制付与】（労働基準法39条7・8項）  
年次有給休暇の5日付与に満たない労働者に対して行使可能



#### 「事業の正常な運営を妨げる場合」とは

年次有給休暇を取得日の仕事が、労働者の担当している業務や所属する部・課・係など、一定範囲の業務運営に不可欠であり、代わりの労働者を確保することが困難な状態を指す。

(昭和60年3月11日 新潟鉄道郵便局事件)

#### 該当した判例

- ①結果的に事業の正常な運営が確保されたとしても、業務の運営に必要な定員数が定められており、事前の判断で時期変更権を行使（昭和60年3月18日 電電公社此花電報電話局事件）
- ②研修期間中の年次有給取得について、研修を欠席すると、予定された知識や技能の習得に不足を感じさせる場合に、時季変更権を行使（平成12年3月31日 日本電信電話事件）

#### 該当しなかった判例

- ①他の従業員を配置すれば足りたにも関わらず、他の従業員の配置を怠り（本件の場合は意図的に配置しなかった）、時季変更権を行使（昭和62年7月10日 弘前電報電話局事件）
- ②慢性的な人手不足を理由に、時季変更権を行使（平成10年3月16日 西日本ジェイアールバス事件）

また、年次有給休暇の取得理由によって、時期変更を行うことも法令違反となります。

時期変更権が行使できる事由に該当しなくても、例えば、「繁忙期だから」という理由で労働者と話し合い、**労働者の自由意思による同意を得ることができれば、話し合いの結果に基づいて変更することは可能**です。

運用面・取得促進面からも、あらかじめ各労働者に年次有給休暇の年間の取得予定を作成してもらうことで、人員の配置や5日の付与義務についても対策することができるため、実施を検討してみましょう。

### やってしまっていないですか？年次有給休暇の間違った運用

#### 「なかなか年次有給休暇を取れる日がないので、法定休日を有給休暇にした」

年次有給休暇は労働日の労働が免除される日です。「法定休日＝労働義務のない日」なので、法定休日に年次有給休暇を取得することはできません。

#### 「会社が独自に設けている有給の特別休暇を労働日に変更し、使用者が年次有給休暇として時季指定した」

年次有給休暇5日の付与義務のために、特別休暇制度を廃止し、年次有給休暇に振り替えることは法改正の趣旨に沿いません。なお、特別休暇を取得した日数は5日の付与義務には含まれません。

## 助成金ニュース

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

## &lt;概要&gt;

ハローワークや職業紹介事業者等※の紹介により、高年齢者・障害者・母子家庭の母など一般的に就職活動をする上で就職が困難と考えられる方を継続的な雇用契約で雇い入れた事業主に対して支給対象期(6ヶ月)ごとに助成金が支給されます。

※職業紹介事業者...労働局に雇用関係給付金(助成金)の取り扱い基準に達していることが認められている 職業紹介事業者に限られます。

| 助成金額                        | 対象労働者                      | 支給額              | 助成対象期間        | 支給対象期ごとの支給額          |
|-----------------------------|----------------------------|------------------|---------------|----------------------|
| 短時間労働者以外<br>1週間の労働時間が30時間以上 | 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等   | 60万円<br>(50万円)   | 1年            | 30万円×2期<br>(25万円×2期) |
|                             | 身体・知的障害者                   | 120万円<br>(50万円)  | 2年<br>(1年)    | 30万円×4期<br>(25万円×2期) |
|                             | 重度障害者、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者 | 240万円<br>(100万円) | 3年<br>(1年6ヶ月) | 40万円×6期<br>(33万円×3期) |
| 短時間労働者<br>1週間の労働時間が20～30時間  | 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等   | 40万円<br>(30万円)   | 1年            | 20万円×2期<br>(15万円×2期) |
|                             | 身体・知的障害者                   | 80万円<br>(30万円)   | 2年<br>(1年)    | 20万円×4期<br>(15万円×2期) |

( ) 内は中小企業以外の場合

## ■対象となる事業主

- (1)対象労働者を入社時から継続した契約で雇い入れ、継続雇用することが確実であること  
※有期雇用で更新の有無を勤続成績等により判断する場合、継続雇用が確実とは認められないため助成金対象外になります。
- (2)対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に会社都合による従業員の解雇等（退職勧奨含む）をしていないこと
- (3)対象労働者の雇入れ日以前に特定求職者雇用開発助成金の対象者だった従業員を会社都合による解雇等（退職勧奨含む）をしていないこと

## ■対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

60歳以上の者、身体障害者、知的障害者、母子家庭の母、父子家庭の父（児童扶養手当を受給している場合に限る）、中国残留法人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者 など

## ■注意事項

- (1)ハローワーク等から紹介された日以前にその対象労働者と接触(職場訪問や面談など)があり、就職内定等がある場合は対象となりません。
- (2)対象労働者が助成金の支給対象期間内に離職した場合は対象となりません。
- (3)過去3年間に対象労働者が雇い入れた事業主との間で雇用、請負等の関係および出向・派遣等による就労があった場合は対象になりません。
- (4)対象労働者が雇い入れ事業主の代表者または取締役の3親等以内の親族である場合は対象となりません。

（上記の対象となる事業主、労働者、助成金申請の注意事項は抜粋した主な必要条件となります）

この助成金は対象となる労働者を雇用した事業主に対し、原則としてハローワークから自動的に助成金申請の案内が送付されます。ただし、実際に締結された雇用契約等によっては助成金の対象外となる場合があります。

ハローワーク等を利用して高年齢者や母子家庭の母等の特定求職者雇用開発助成金の対象者を雇用する場合には、この助成金の対象になる可能性も含め、人材確保・定着のためにも雇用契約期間などの雇用契約内容を改めてご検討してみてもいいでしょうか？



## トピック「入職と離職の推移～雇用動向調査より～」

厚生労働省は、平成30年の「雇用動向調査」を公表しました。平成30年の1年間における全国の主要産業の事業所における入職者数・離職者数を性別・年齢階層別・離職理由等でまとめたものです。()

内は平成29年

|    | 1月1日現在の<br>常用労働者数             | 入職者数<br>(千人)                | 入職率                     | 離職数<br>(千人)                 | 離職率                     | 入職超過数<br>(千人)           | 入職超過率                   |
|----|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 合計 | <b>49,706.3</b><br>(49,428.4) | <b>7,667.2</b><br>(7,895.6) | <b>15.4%</b><br>(16.0%) | <b>7,242.8</b><br>(7,341.1) | <b>14.6%</b><br>(14.9%) | <b>424.4</b><br>(554.5) | <b>0.8pt</b><br>(1.1pt) |
| 男性 | <b>27,188.2</b><br>(27,834.3) | <b>3,498.7</b><br>(3,845.7) | <b>12.9%</b><br>(13.8%) | <b>3,401.2</b><br>(3,615.0) | <b>12.5%</b><br>(13.0%) | <b>97.5</b><br>(230.1)  | <b>0.4pt</b><br>(0.8pt) |
| 女性 | <b>22,518.1</b><br>(21,594.1) | <b>4,168.5</b><br>(4,049.9) | <b>18.5%</b><br>(18.8%) | <b>3,841.1</b><br>(3,726.1) | <b>17.1%</b><br>(17.3%) | <b>327.4</b><br>(323.8) | <b>1.4pt</b><br>(1.5pt) |

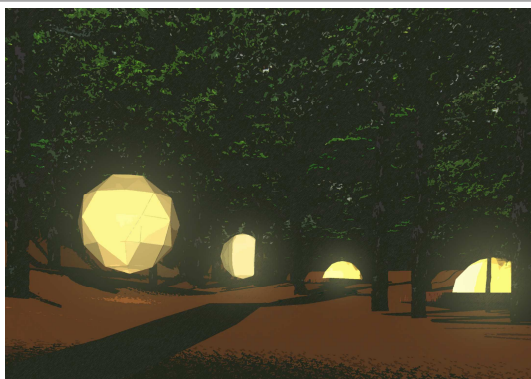
平成30年は入職率15.4%・離職率14.6%で、入職率が離職率を上回っており、平成25年から6年連続の入職率超過となりました。しかし、**昨年と比較してみると入職率は0.6%減少**し、人材の流動性が徐々に減少していることが伺えます。それに伴って今後も新規の人材確保が難しくなっていくことが考えられます。

## 森に泊まる ～非日常を体験してみませんか？～

2019年9月20日、温泉宿泊施設「温泉リゾート風の国」に

### グランピングサイト グランドオープン

風の国のグランピングは、森の一角に秘密基地のような球体型のテントが3基、ドーム型のテントが2基常設されます。テント内にはベッドやテーブルも設置され、大自然の中での宿泊体験ができます。自然の中でゆったりと特別な時間を過ごしてみたいはいかがでしょうか。



山陽自動車道広島ICから車で約60分。約33haの広大な敷地に豊かな自然が広がる温泉宿泊施設。



〒699-4431 島根県江津市桜江町長谷2696  
TEL: 0855-92-0001 URL: <https://www.kazenokuni.jp/>



↑夜になると、薄暗い森の中にライトアップされたテントが浮かび上がり、辺りはさらに幻想的な空間へ。他のホテルでは味わえない特別なグランピング体験が味わえます。

← グランピングならではの特別な食事メニューも。食事の準備や片付けの心配もなく、大自然の中で味わう食事はまた格別です。

温泉リゾート風の国は、当社顧問先の株式会社第一ビルサービス様が運営する温泉宿泊施設です。

## スタッフ紹介

広島事務所  
給与チーム

血液型：A型  
趣味：城郭・神社仏閣  
巡り、読書

門石 智子  
(もんぜき ともこ)

今年2月に入社し、給与計算部門に配属になり半年が経過しました。前職でも同じく社会保険労務士事務所で働いておりましたが、まだまだ戸惑うことが多く勉強の日々です。諸先輩方に教を請い、1日でも早く皆様のお役にたてるよう頑張りますので、宜しくおねがいいたします。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町6F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)  
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983